

## きょうと農商工連携応援ファンド支援事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府が定めるきょうと農商工連携応援ファンド支援事業実施要領に基づき、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）がきょうと農商工連携応援ファンド（以下「ファンド」という。）の運用益により実施する、農林漁業者と中小企業者が連携して行う創業若しくは経営の改善・向上に関する事業又はそれらを支援する事業に対する助成金の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農林漁業者 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第2項に該当する者のうち京都府内に居住地又は所在地を有するものをいう。
- (2) 中小企業者 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項各号に該当する者のうち、京都府内に本社又は助成事業に係る事業所を有するもの及び京都府内で創業しようとする者をいう。（農林漁業者を除く。）
- (3) 助成事業 農林漁業者と中小企業者が連携して創業若しくは経営の改善・向上を図るため実施する事業で助成金の交付対象となる事業をいう。
- (4) 助成事業者 助成事業を実施する者をいう。
- (5) 支援事業 助成事業者及び助成事業を実施したことがある者を支援する事業で助成金の交付対象となる事業をいう。
- (6) 農業ビジネス 農林水産物の生産を基礎として新たな事業展開を図る経済活動をいう。

(助成事業者の要件)

第3条 このファンド事業の対象となる助成事業者は、農林漁業者と中小企業者等が連携のもとに創業又は経営の改善・向上を目的として事業を行う連携体とする。

ただし、農業協同組合、漁業協同組合等で農林水産物の振興を目的とする団体が農林漁業者と連携して助成事業を行う場合は、連携体として助成事業を行うことができるものとする。

(助成事業の内容)

第4条 助成金の交付の対象となる事業の対象は、農林漁業者と中小企業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、創業や経営の改善・向上を実現するため新商品・新サービスの開発、生産・提供又は需要の開拓を行うもののうち次に掲げる事業とする。

- ア 地域の農林漁業資源を活用した新商品・サービスの開発・提供により新たな京都ブランドの創造・発展に資する事業
- イ 新たな農業ビジネスの創出により地域経済の活性化に資する事業
- ウ その他上記に準ずる事業であって審査委員会で認められたもの

(助成対象経費等)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成率、助成限度額及び助成期間は、別表に定めるとおりとする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者は、事業計画を作成し、代表者を定めて、助成金交付申請書（様式第1号）を財団があらかじめ指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成金の交付決定前に助成事業に着手した場合は、助成金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定年度において交付申請日以降で交付決定前に事業に着手しようとする場合、着手前に事前着手届（様式第2号）を財団に提出したときは、この限りでない。

(助成金の交付の決定等)

第7条 財団は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、外部有識者等で構成する審査委員会において事業内容を審査するものとし、その審査結果に基づき、知事の承認を受けた上で、助成金の交付又は不交付を決定するものとする。

なお、財団は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容にかかる事項につき修正を加え、又は条件を付して助成金の交付を決定できるものとする。

- 2 前項の審査委員会に関する事項については、財団が別に定める。
- 3 財団は、助成金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容（条件を付して交付決定したときは、その条件を含む。）を当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 助成事業者は、前条第3項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、財団が定める期日までにその理由を記載した書類を提出して、交付申請を取下げることができる。

(助成事業の変更、中止又は廃止)

第9条 助成事業者は、事業の内容（軽微な変更を除く。）又は助成事業に要する経費の配分（別表の助成対象経費の右欄に掲げる各項目に係る経費間の20パーセント以内の経費の配分の変更を除く。）を変更しようとするときは、助成事業変更承認申請書（様式第3号）を財団に提出しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業を中止し又は廃止しようとするときは、助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を財団に提出しなければならない。

3 財団は、前項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(助成事業遂行の義務)

第10条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行い、助成金を他の用途に使用してはならない。

(助成事業の遂行状況報告)

第11条 助成事業者は、財団から助成事業の遂行状況の報告を求められたときは、助成事業遂行状況報告書（様式第5号）を財団が指定する期日までに提出しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は助成事業の遂行が困難になったときは、速やかに助成金遂行困難状況報告書（様式第6号）を財団に提出して、その指示を受けなければならない。

(助成事業の実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、財団の指定する期日までに助成事業実績報告書（様式第7号）及びその他財団の指示する書類を提出しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときも前項の規定を準用する。

3 助成事業者は、助成事業が完了後に消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第13条 財団は、前条第1項の規定により助成事業実績報告書の提出があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容（ただし、第9条第3項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 財団は、助成事業者が助成金を他の用途に使用したとき又はその助成事業に関して助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 財団は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第15条 財団は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、別に定める期日までに返還を命ずるものとする。

2 財団は、助成事業者が助成事業完了後に消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、別に定める期日までに、当該控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第16条 助成事業者は、前条の規定により助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

2 助成事業者は、前条の規定により助成金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 助成事業者は、財団が定める期間内に、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を助成金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供しようとするときは、財団の承認を得なければならない。

2 財団は、前項の承認を受けた助成事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができる。

(立入検査等)

第18条 財団は、助成事業の適正を期すため必要があるときは、助成事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(助成金の支払、請求)

第19条 財団は、第13条により助成金の額を確定したのち、助成金を助成事業者に対し支払うものとする。ただし、助成事業実施のため特に必要があると認められ

る経費については、概算払できるものとする。なお、概算払の請求があった場合は確認・調査を実施し、請求までに支払のあった対象事業費の9割に助成率を乗じた額、または交付決定額の50%のいずれか低い額を概算払することができる。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは助成金支払請求書（様式第9号）により、財団に助成金の支払請求を行うものとする。

（助成金の経理）

第20条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、当該助成事業が完了した年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

（助成事業の成果の取りまとめ）

第21条 財団は、助成事業の成果を捕捉するため、助成事業者に対し、当該助成事業が完了した年度の翌年度から10年間、毎年指定した期日までに事業実施状況報告書（様式第10号）の提出を求めることができる。

2 財団は、前項で捕捉した助成事業の成果を取りまとめ、必要に応じ公表できるものとする。

（収益納付）

第22条 助成事業者が実施する助成事業により収益を生じた場合には、財団はその収益の一部を納付させることができる。

2 前項に定める収益の納付内容及びその実施方法については、別に定める。

（書類の提出部数）

第23条 この要領により財団に提出する書類の部数は、請求書を除き正副各1部とする。

（補 則）

第24条 この要領に定めるもののほか、助成金交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年度の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成22年度の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成23年度の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成27年度の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成29年度の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成30年6月15日から施行し、平成30年度二次採択分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月9日から施行する。

別表（第5条関係）

1 農林漁業者と中小企業者が連携して実施する事業

助成対象経費	区分	内 容
	事業費	<p>①原材料費</p> <p>②機械装置、工具器具の購入、製造、改良、据付、借用に要する経費（試作開発に供するものに限る）</p> <p>③外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費</p> <p>④外部委託費（事業費全体の50%以下のものに限る）</p> <p>⑤店舗等に供する建物の賃借料、保守又は修繕費（京都府内に限る。外装工事、外構工事、新築・増築に係る工事の費用は不可。賃借料はその店舗等で営業等を開始するまでが対象）</p> <p>⑥広告宣伝費、ホームページ作成費（ランニングコストは不可）</p> <p>⑦展示会等の会場費、出展料</p> <p>⑧研修の実施に関する経費</p> <p>⑨専門家に対する講師謝金・旅費</p> <p>⑩調査研究費（データ購入・調査分析に係る費用等） 知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る費用</p> <p>⑪その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの</p>
	事務費	<p>①従事者旅費（事業者等の旅費・交通費及び宿泊費）</p> <p>②会議費、会場借料、借損料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、光熱水費、通訳料、翻訳料、保険料、備品購入費、雑役務費</p> <p>③短期的なアルバイトの賃金・交通費（イベント時の接客対応等臨時的なものに限る）</p> <p>④その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの</p>
<p>（注1）人件費、借入れに伴う<u>支払利息</u>、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は、対象外とする。</p> <p>また、機械装置、工具器具等についてはリースで対応することを基本とする（税務上リース取引と認められるもの）。 広告宣伝費及び専門家に対する講師謝金・旅費について</p>		

	<p>は、原則50万円（税込）未満とする。</p> <p>なお、助成対象経費は助成期間内に支払が完了するものに限る。</p> <p>(注2) 商品の試作やマーケティングまでが対象となる。販売会の出店料や販売用商品の原材料、営業用旅費等すべて対象外とする。 (テスト販売(注3)を除く。)</p> <p>(注3) テスト販売(※)</p> <p>以下の要件を満たす場合にのみ補助事業で開発した試作品のテスト販売を認める。なお、テスト販売の実施に伴う収入が発生した場合には、当該収入を補助事業に係る経費から差し引いて算出するものとする。</p> <p><b>【要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テスト販売品の販売期間が概ね1月以内となること</li> <li>・テスト販売は、同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないこと(試作品の改良、販売予定価格の改定をした場合を除く。)</li> <li>・テスト販売品には、「テスト販売価格」などと通常の販売商品とテスト販売品とが区別できるよう、テスト販売品である旨を明記すること</li> <li>・消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証すること</li> </ul> <p>(※)テスト販売とは、補助事業者が本事業で開発等を行った試作品を、①展示会等のブース、②補助事業者が所有若しくは自ら借り上げた販売スペース、③第三者への委託などにより、限定された期間に、不特定多数の人に対して、試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための事業をいう。</p>
助成率	3分の2以内
助成限度額	300万円以内
助成期間	<p>原則として交付決定日から最大1年以内とし、特に必要と認める場合、2年の期間を限度に継続して行うことができる。</p> <p>ただし、第6条の代表者が農林漁業者の場合は、3年の期間を限度に継続して行うことができる。</p> <p>なお、平成30年度以降の採択事業は令和元年10月31日を限度とする。</p> <p>ただし、やむを得ない事情があるときは、理事長はその助成事業者の申請により、令和元年11月30日まで延ばすことができる。</p>

その他	第3条但書の規定により農林漁業者が農業協同組合及び漁業協同組合等と連携する場合は、助成総額の30%を限度に助成する。
-----	--

## 2 支援事業

助成対象経費	<p>(1) 指導助言に要する経費 会場使用料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、賃借料 調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費</p> <p>(2) 商談会、セミナー開催、研修の実施に関する経費 会場使用料、広告宣伝費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、賃借料、調査・分析費、消耗品費、役務費、専門家・講師謝金、専門家・講師旅費、職員旅費</p> <p>(3) 調査研究費（データ購入・調査分析に係る費用等）</p> <p>(4) 事務費（従事者旅費、短期的なアルバイトの賃金・交通費など。人件費や飲食・接待費など、公的資金の用途として、社会通念上不適切と認められるものを除く。）</p> <p>(5) その他必要な経費で、上記に準じるもの (注) 助成対象経費は助成期間内に支払が完了するものに限る。</p>
助成率	10分の10以内
助成限度額	600万円以内
助成期間	原則としてファンド事業実施計画の知事の承認の日から最大1年以内とし、特に必要と認める場合、2年の期間を限度に継続して行うことができる。